

春・夏・冬休み期間に 特にご留意下さい

年少者・児童の保護規定



年少者（満18歳未満の者）の労働には、健康や学業に支障を来さないよう、労働基準法において保護規定が設けられています。
(労働基準法第56条から64条まで)

児童（中学3年生の年度末までの者）については、原則労働をさせることは出来ません。児童の健康及び福祉に有害ではなく、かつ、その労働が軽易なものについてのみ、労働基準監督署長の許可を受けて、労働させることが出来ます。
(労働基準法第56条)

深夜業の禁止

年少者を、深夜（午後10時～午前5時）に働かせてはいけません。

(労働基準法第61条)

禁止業務

年少者に、

- クレーン等の運転、玉掛け
 - 高所での業務
 - 足場の組立
 - 爆発性・発火性・引火性の物などの危険物を扱う業務
 - 酒席における接待、特殊の遊興的接客業における業務
 - 有害放射線にさらされる業務
- などの仕事に就かせてはいけません。

(労働基準法第62条・63条、及び、年少者労働基準規則第7条・8条・9条)

年少者の証明

年少者を使用する場合は、年齢証明書（戸籍謄本ではなく住民票記載事項証明書）を事業場に備え付けておかなければなりません。

監督署長の許可を得て、児童を使用する場合は、上記に加えて学校長の証明書、親権者等の同意書を事業場に備え付けておかなければなりません。

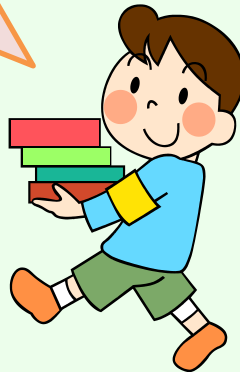
(労働基準法第57条)

残業時間の制限

年少者には、

- 各種変形労働時間制
 - 労使協定による時間外休日労働
 - 労働時間・休憩の特例
- は適用されません。

(労働基準法第60条)



★「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しております。

http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_Keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

